

地域における脱炭素社会の実現に向けた提言

深刻さを増す気候変動問題は、一国の問題ではなく、地球規模で取り組まなければならない課題であると同時に、市民の暮らしや地域経済・社会等とも密接に関係する地域的な課題でもある。

このため、国、地方自治体、事業者、市民といったすべての主体が責任や負担を分かち合い、温室効果ガスの排出・吸収の両面から地域に根差した脱炭素社会の実現に向けた取組を進めることが極めて重要である。

このような中、政府は「地域脱炭素ロードマップ」の骨子案を示し、2030年までに先行して脱炭素を実現する地域をつくとともに、全国で脱炭素の基盤となる重点対策を実施させることにより、「脱炭素ドミノ」を起こし、多くの地域で2050年を待たずに脱炭素を達成させることを明らかにしたところである。

については、SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という理念に則り、地域の脱炭素化に取り組むすべての関係主体がそれぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素を実現させることができるよう、国は具体的な施策や制度の構築等に当たり、下記の事項を十分に反映されたい。

記

- 1 すべての関係主体が責任や負担を分かち合い協働する仕組みの構築等
 - (1) 2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた我が国のエネルギー需給構造を明らかにしたうえで、特定の主体が過度の責任や負担を抱えることなく、すべての関係主体が責任や負担を分かち合い、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素社会の実現に取り組むことができる仕組みを構築すること。
 - (2) 関係主体のこれまでの取組を尊重し、十分に意見を聞いたうえで、役割分担を速やかに明確にすること。

特に、地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められるよう、関係主体の取組や意見を十分に尊重しながら、都道府県と市町村がそれぞれの役割に応じて地域の実施体制を構築する仕組みをつくること。
 - (3) 気候変動問題に関する知見や地域の脱炭素化の先進・優良事例、具体的な取組手法、地域住民・企業向けの支援に係る情報等を国が積極的に提供・共有するなど、すべての関係主体が一丸となって2050年カーボンニュートラルの達成に取り組める環境を整備すること。
- 2 都市自治体が地域の脱炭素化に係る息の長い取組を自主的・主体的に多年度にわたり安定かつ継続して実施できる総合的な交付金を創設し、各地域の

特性や実情に応じた活用ができるよう、弾力的な運用を可能とするとともに、ワンストップで申請を受け付けるなど、手続を簡素化すること。

- 3 地域における脱炭素社会の実現に向け、関係分野ごとの現状と課題、今後の取組方針を明確に示したうえで、都市自治体の意見を十分に踏まえ、2050年までの時間軸をもった具体的な工程表やそれを実現する施策・制度を早期に提示すること。

また、工程表や施策・制度の実効性を確保するため、P D C Aサイクルを構築し、関係主体の意見を十分に聴取・反映しつつ、継続的に充実・改善を図ること。

- 4 都市自治体のマンパワーや地域の脱炭素化において中核的な役割を担う人材が不足していることから、都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充すること。

- 5 地域の脱炭素化の推進に必要な情報・ノウハウ等の提供

- (1) 都市自治体が地域の現状把握や脱炭素化に関する計画、施策等のP D C Aサイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、必要な統計データや知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤を整備すること。
- (2) 各地域が特性や実情に応じた脱炭素化の取組を推進できるよう、炭素吸収・再生可能エネルギー導入ポテンシャルや気候、産業構造等の自然的・社会的条件ごとに、先進・優良事例や具体的な取組手法等を迅速かつ継続的に情報提供すること。
- (3) 電力・ガスの小売全面自由化に伴い把握が困難になった市域内の電力・ガスの使用に関するデータを小売事業者ごとに公表するなど、都市自治体が域内の温室効果ガス排出量をより精緻に推計するために必要な情報を速やかに把握し、容易に分析できる仕組みを構築すること。
- (4) 森林や木材等による炭素吸収・固定の効果を測定しながら、最大限に発揮させる取組を推進するため、吸収・固定量のより精緻な算定に必要なデータや算定支援ツールの提供など、都市自治体が域内の吸収・固定量を容易かつ速やかに把握・分析できる仕組みを構築すること。

- 6 脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けた行動変容の実現

- (1) 次世代を担う子どもたちをはじめ、あらゆる世代が学校、職場、家庭、地域等のあらゆる場において、脱炭素社会について理解と関心を深めることができるよう、環境教育を一層強力に推進すること。
- (2) 脱炭素型のライフスタイルへの転換を進めるためには、関係主体が自らの問題として脱炭素に関心をもち、具体的な行動を起こす必要があること

から、都市自治体が意識改革や行動喚起を促す啓発・広報の取組を効果的かつ継続的に実施できるよう、支援措置を継続・拡充すること。

- (3) カーボンフットプリント制度の活用など、脱炭素・低炭素で製造・提供された製品やサービスを分かりやすい形で「見える化」し、消費者がその情報を用いてより低炭素な消費行動に主体的に変革していくことができる仕組みを構築のうえ、普及させること。
- (4) 国民や事業者等の自主的な脱炭素化の取組が促進されるよう、経済的なインセンティブを強化し、継続すること。

- 7 再生可能エネルギーの導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、系統制約の克服等の課題への適切な対応、地域の脱炭素化と雇用・産業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の解決の同時達成など、関係主体が地域との共生・調和を図りながら、各地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう、必要な措置を講じること。
- 8 都市自治体が地域の脱炭素化を国土強靱化、デジタル化等と統合的に推進し、相乗効果により、地域課題の解決や地域循環共生圏の創造等を実現できるよう、支援措置を拡充し、継続すること。
- 9 国が強力なイニシアティブを発揮し、水素の利用やカーボンリサイクル技術の確立など、脱炭素化に向けたイノベーションの創出と社会実装を推進すること。
また、強靱な国内サプライチェーンの構築に向けて支援を強化すること。
- 10 関係主体が相互に密接に連携することにより相乗効果を創出し、効果的に脱炭素化の取組を推進するため、関連する知見や情報等の共有、関係主体のマッチング機会の提供など、各主体間の連携を強化する仕組みを構築すること。

令和3年5月10日

全国市長会
環境対策特別委員会